

資産税に関するQ&A

Q 地価が下落することにより、土地の税額も下がりますか？

A 地価の下落により、評価額が前年度より下がった土地でも、負担調整措置により税額が上昇する場合があります。

負担調整措置とは、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が低い土地については、段階的に税額を引き上げていく仕組みのことです。

なお、土地の利用状況が変わったとき、地目が変更された場合は、税額も変わります。

Q 所有していた土地を9月に売買しました。3～4期分の固定資産税は払わなくてはならないのですか？

A 固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に、1年分の固定資産税が課税されます。

お支払いを4期に分けてご案内していますが、いつからいつまでの分が1期分だという考え方ではありませんので、9月に売買したとしても1月1日現在で所有されていれば、1年分の固定資産税（1期～4期）が賦課されます。

Q 平成23年9月に木造2階建て住宅を新築しましたが、平成27年度分からの固定資産税が高くなるのはなぜですか？

A 新築した住宅が一定の要件を満たすときは、新たに課税されることになった年度から3年度分限り、120㎡分の固定資産税額が2分の1に減額される特例があります。

この場合、H24、25、26年度分については減額されていましたが、平成27年度分から減額がなくなったからです。

なお、3階以上の中高層耐火住宅については、同様の減額措置が5年間になります。

（平成27年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にハガキでお知らせします。）

（長期優良住宅の認定を受けた新築家屋については、減額期間がさらに2年間延長されております。）

■平成27年度納税カレンダー

税目等	納期限	H27								H28	
		6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	2/29
市県民税			1期		2期		3期		4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期				3期		4期	
軽自動車税		1期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※この納期限以外に随時分として特別に納期限を定めることがあります。

※コンビニエンスストアでも納付することができます。

ただし、バーコード付きの納付書で、コンビニエンスストア利用可能期限までに限ります。